

研究データのライセンス表示ガイドライン

池内有為¹ 上島邦彦² 岡山将也³ 山田一作⁴ 南山泰之⁵

研究データ利活用協議会：研究データライセンス小委員会（旧・研究データのライセンス検討プロジェクト小委員会）

¹文教大学 ²株式会社日本データ取引所 ³株式会社日立コンサルティング ⁴公益財団法人野口研究所 ⁵公益財団法人東京財団政策研究所

START

データの利用条件に関する表示は、国・地域・研究分野によって異なる。
国際的に相互運用性の高いライセンスのガイドラインが必要ではないだろうか？

ガイドライン草稿（抜粋）

Interview (5)

Enquete (409)

JOSS 2018 (122)

Draft

Review (59)

Revise

JOSS 2019 (105)

INFOPRO
2019

Revise

Legal Review

Publish

Revise

GOAL

データの公開者と利用者の双方にとって分かりやすく、デジタルアーカイブ、オープンデータ、データ流通産業においても有用なガイドラインの公開と普及。

目次

研究データのライセンス表示ガイドライン（草案）
研究データ利活用協議会 ライセンス小委員会

目次

研究データのライセンス表示ガイドライン（草案）	1
はじめに：研究データの開示とライセンス指定に関する4の質問	2
Q1.開示対象とするデータの特定	4
【参考1-1】 研究に用いる情報の種類	4
【参考1-2】 メタデータの種類	6
Q2.利用条件の表示：選択肢と表示例	7
【参考2-1】 データの引用に当たって	11
【参考2-2】 権利関係の記載例	12
【参考2-3】 データに関する法的保護	13
Q3.データ公開に制約が生じる場合	14
【参考3-1】 情報公開日時（エンベープ）指定の参考例	16
Q4.開示先の選択	17
【参考4-1】 開示先を選定する際の考慮すべき事項	18

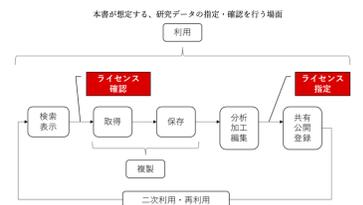
過不足はないか？

研究データの開示とライセンス指定に関する4の質問

はじめに、研究データの開示とライセンス指定に関する4の質問

本書は、研究データのライセンス表示に関するガイドラインです。研究者が研究データを広く一般公開したり、関係者間で共有するとき、考慮しなくてはならない観点について、後述する4つの質問に答える形で構成されています。

本書は、a.研究機関や大学に所属する研究者（個人）が、b.研究終了後に、c.論文の出版したデータを開示したり、d.データそのものを研究成果として発表するとき、e.無断転載や改変、不適切な加工、利害関係者とのトラブルといった問題を防ぐために、e.自身が望むデータの利用条件を、第三者へ簡単に伝えられるようになることを狙っています。また、公開された研究データを第三者が取得する際に、ライセンスの理解を容易にすることも目的としています。



・ 自身がデータを取得する前に、ライセンスを確認しましょう。
・ 第三者のデータを取得する前に、ライセンスを確認しましょう。

まずは、Q1で開示対象とするデータ特定してください。Q2の選択肢を参考に、「図0-2」のいずれかの条件指定が行えます。現時点でデータを開示する予定が無い場合は、Q3を参考に「情報公開日時」の設定を推奨します。データの開示が可能な場合は、Q4を参考に、開示先となるリポジトリを探してみてください。

Q1.開示対象は？

1. 研究に用いる又は用いたデータ（元データ、派生データ）（★本書の対象）
2. 非-研究データ（メタデータ、試料・サンプルなど）
3. 論文などの著作物
4. 使用環境

Q2.利用条件は？

1. 選択肢から選びたい（★本書の対象）
 2. 自身で詳しく指定したい
- Q3.公開の制約はあるか？
1. 所属機関（部署）、研究助成機関などのポリシー
 2. 共同研究契約や個別の契約
 3. 個人情報を含む場合
 4. 国家安全保障などに係る場合
 5. 出願中の知財、商業化を想定した研究に係る場合
 6. 分野・研究コミュニティの慣習など

Q4.開示先は？

1. 分野別データリポジトリ
2. 機関リポジトリ
3. 汎用リポジトリ

なお、本ガイドラインが想定するのは、研究者個人（もしくはチーム）が、自ら作成し、一貫した権利を持つ個別のデータセットに対して、主として研究利用を目的とした、簡潔な利用条件を指定する場面です。

データベースリポジトリなど、複数のデータに対するライセンス指定を行いたい方は、本ガイドラインの準則を検討するとともに、関連法制度の専門家へ助言を求めると推奨します。産官学連携による研究など、複数の利害関係者が登場するようなケースについても同様です。また、組織・機関による利用条件の表明に当たっては、より包括的なデータポリシーの設定をご検討ください。

わかりにくい語句はないか？

Q1.開示対象とするデータの特定

Q1.開示対象とするデータの特定

まずは、開示対象が、本書で取り扱う研究データに該当するかどうかを特定してください。「研究データ」の種類には留意する必要がありますが、本ガイドラインでは、メタデータや関連データなどの「2.非-研究データ」「3.論文などの著作物」「4.使用環境」は含まないものとします。詳しくは、【参考1-1】研究に用いる情報の種類」をご覧ください。

1. 研究データ（★本ガイドラインの検討対象）
 - 1.1. 研究に用いる又は用いたデータ（元データ、一次データ、生データ）
 - 1.2. 研究者自身が、元データをもとに作成したデータ（派生データ、二次データ）
 - 1.3. 第三者が、元データ又は派生データをもとに作成したデータ

2. 非-研究データ
 - 2.1. 研究データの概要情報（メタデータ、メタ情報）
 - 2.2. その他の記録・ログ（研究ノート、試料・サンプル、現物）

3. 論文などの著作物
 - 3.1. 論文
 - 3.2. 権利者による派生著作物、二次著作物
 - 3.3. 第三者による派生著作物、二次著作物

4. 使用環境
 - 4.1. データベース、データベース管理プログラム、分析・可視化ソフトウェア、計算用のソースコード、プログラム、機械学習アルゴリズム等

【参考1-1】研究に用いる情報の種類

1. 研究データ（★本ガイドラインの検討対象）
 - 1.1. 研究に用いる又は用いたデータ（元データ、一次データ、生データ）
数値やテキストによる記録のほか、集計表、文章、図画、映像など多くの種類があります。データの性質によって、適用される法律が異なる場合があります（著作権法による権利保護を受けられる場合、不正競争防止法により民事的な救済を求められる場合など）。

- 1.2. 研究者自身が、元データをもとに作成したデータ（派生データ、二次データ）
研究データをもとに作成されたデータは、元になる研究データ自体とは分けて扱います。とくに、研究データの作成者と、派生データの作成者が異なる場合は、データの引用方法や権利帰属に注意しましょう。

- 1.3. 第三者が作成したデータ
元データや派生データのライセンス指定を明確に行うことで、第三者が作

4

Q2.利用条件の表示：選択肢と表示例

Q2.利用条件の表示：選択肢と表示例

開示（共有・公開・登録）対象とするデータが特定できたら、そのデータを利用する第三者に求める条件を選んでください。

本書が想定する研究データ利用の流れと、条件指定の対象となる行為



・ 表示（出所/著者の名前）、継承、改変禁止、非営利の点について表示してください。
・ 「改変禁止」とは、「改変したデータの外部開示（共有・公開・登録）を禁じます」ことです。
（具体的な改変行為は指定するものではありません）

ライセンスの種類	概要
(5)権利放棄	原則として自由に利用できる
(1)表示	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示
(1)表示、(3)非営利	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、商用利用の禁止
(1)表示、(4)改変禁止	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、改変したデータの開示禁止
(1)表示、(3)非営利、(4)改変禁止	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、商用利用の禁止、改変したデータの開示禁止
(1)表示、(2)継承	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、改変したデータのライセンス変更禁止

7

(1)表示、(2)継承	(3)非営利	引用元・クレジットの明示、改変有無の明示、商用利用の禁止、改変したデータのライセンス変更禁止
非開示		個別契約で利用条件を指定、情報公開日時でデータは開示できない。

- 1) 表示（出所の表示）
 - ・ 引用元・クレジットを明示する限り、原則として、自由にデータを利用できる。
 - ・ 本データの開示（共有・公開・登録）に当たっては、出所を明示してください。
 - ・ 本データを改変した場合には、その手順を何らかの手段で明記してください。

※本データ等に著作権が発生する場合、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス（CC-BY）の条件で利用することが可能です。著作権が発生しない場合でも、出所の明示を条件に利用することが可能です。

【注意】
✓ 研究データの引用元・クレジットの表示は、必須であると考えます。データを掲載するページに（データのバージョンや日時情報を含む）引用・クレジットの記載例を明示しましょう。

✓ 研究データのオープンな利用を促すために、出所の表示だけを必要とし、他のライセンス指定を行わないことも可能です。第三者に自由な二次利用が認められず、データの作成者が不正利用や匿名化に対する法的措置を行う権利は保護されます。

✓ データの改変手段を明記する方法としては、1) 出典の記載時に加工した旨を旨とするほか、2) メタデータへの記載、3) より詳細な手順を記したレポート、データベースの作成などが存在します。改変の程度に応じた手法を選択しましょう。

✓ 改変や不正を防ぐために、望ましい記載例があれば明示しましょう（記載例2を参照のこと）。

- 2) 継承
 - ・ 元データと同じライセンス要素を付与することを条件にデータを利用できる。
 - ・ 本データの開示（共有・公開・登録）に当たっては、出所を明示してください。
 - ・ データの改変（分析、加工、編集など）を行った場合、本データと同じ利用条件で開示してください。

※本データ等に著作権が発生する場合、クリエイティブ・コモンズ 表示-継承 4.0 国際ライセンス（CC-BY-SA）の条件で利用することが可能です。著作権が発生しない場合でも、出所の明示及び元データと同じライセンス要素を付与することを条件に利用することが可能です。

【注意】
✓ データの利用条件を記した文書を、データと同梱するか、分かりやすい場

8



オンライン版「ガイドライン草稿」にコメントをお寄せ下さい
<http://bit.ly/2HERhzc>